

第6節 里山・平地林・里の水辺の再生

■ 現状と課題

- 人家周辺の里山・平地林は、人が利用することで長い年月を経て特有の生態系を形成してきました。近年、人の手が入らなくなったため、本来の里山・平地林の機能が十分発揮されなくなったほか、人や農作物等に被害を与える野生鳥獣の住みかとなるなどの問題が生じています。
- 整備された交通網や首都圏との近接性などの利便性と、里山・平地林・里の水辺など豊かな自然環境をあわせもつことが本県の強みであり、これを地域の振興等に活かしていく必要があります。
- 本県の平地林*¹率は5.6%と関東近県(平均17.8%)に比べ少ない状況ですが、「ぐんま緑の県民基金事業」により、平地林を公有地化して保全を図る取組が始まっています。
- ヒートアイランド現象の緩和や心身をリフレッシュさせる役割など、森林や樹木に求められる役割は多様化し、生活環境における緑化の重要性が増しているため、緑化運動を推進していく必要があります。
- 県内には、多くの農業用ため池が存在し、渡り鳥の休息地など貴重な水辺空間となっています。近年、一部のため池では老朽化や自然災害等による崩壊のおそれがあることから、それらを未然に防止し、農村地域の安心・安全の確保が課題となっています。
- 邑楽・館林地域は、低湿地の湿原が数多く残存し、湖沼やヨシ原等を中心に地域特有の生態系を保持していました。しかし、近年の開発等により、水鳥の飛来種の単純化、ブラックバスなどの外来魚による生態系の被害増加、水生植物群落の変化、水質の悪化などが問題となっており、これらの課題に対応する必要があります。

■ 方向性

- 地域の自治会やボランティア団体の協力を得て、特有の生態系を形成する地域の里山・平地林の保全に努めます。
- 緑豊かで暮らしやすい環境づくりを推進するため、引き続き緑化技術の普及啓発や緑化運動の積極的な推進を図ります。
- ため池の改修にあたっては、景観や生態系に配慮した整備計画とし、持続的な地域の水辺空間の保全を推進します。
- 多々良沼公園内において、自然再生活動の推進や環境の保全を推進します。

■ 施策展開

① 里山・平地林・里の水辺の整備

- ◆ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(荒廃した里山・平地林の整備)【林政課】
- ◆緑化推進【緑化推進課】(再掲)
- ◆ため池等の周辺整備【農村整備課】
- ◆多々良沼公園における自然再生活動の推進【都市計画課】



この節の用語解説

- * 1 平地林: 平野部及び都市近郊に所在する森林のことです。具体的には、標高300m以下で、傾斜15度未満の土地が75%以上を占める市町村にある森林と定義されています。(1981年林野庁調査)。

■生活環境の保全と創造 数値目標

指標	単位	現状		目標	
		年度	数値	年度	数値
公共用水域環境基準達成率 (河川:BOD75%値)	%	H26	77.5	H31	85.0
汚水処理人口普及率	%	H26	77.5	H31	87.4
空間放射線量率(0.23 μ Sv/時間未満)	%	H27	100	H31	100
県植樹祭参加者数	人	H25	900	H31	1,000
一人当たりの公園面積(都市計画 区域内・榛名公園、妙義公園を除く)	m ²	H25	11.01	H31	12.50
エコファーマー認定者数(延べ人数)	人	H26	4,524	H31	5,520
小規模ため池の保全・整備	箇所	H24 ~ H28	8	H29 ~ H33	8

※エコファーマー:平成11年に施行された「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、堆肥等を活用した土づくりと化学肥料、化学農薬の使用を低減する生産方式(持続性の高い農業生産方式)の導入計画を知事に提出して、認定を受けた農業者をいいます。



～ぐんま緑の県民基金事業での竹林整備の取組～

ぐんま緑の県民基金事業では、奥山などの立地条件が不利であることにより、林業経営が成り立たず放置された森林の整備などを行う水源地域等の森林整備事業の他、市町村提案型事業として、人家周辺の荒廃した里山・平地林の整備にも取り組んでいます。

かつて、里山は、薪や肥料にする落ち葉など様々なものを供給してきました。しかし、生活様式が変わり、人の手が入らなくなった里山は、竹やシノが繁茂し、イノシシなど野生鳥獣のすみかとなるほか、治安面、景観面でも大きな問題となっています。

ぐんま緑の県民基金の市町村提案型事業では、こうした里山で、地域の自治会やNPO・ボランティア団体が実施する伐倒(伐竹)、刈払いなどに対して支援を行っています。繁茂が激しい場所では、次年度以降、地域が管理することを前提として、初年度のみ市町村が支援を行うこともできます。平成26(2014)年度は28件、約40haの整備を支援しました。



自治会が実施している竹林整備



市町村が実施している困難地整備支援

○ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業(荒廃した里山・平地林の整備)

区 分	経費の内訳	補助率等
整備	地域の自治会等が実施する会議開催、刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等に対する経費	森林:ha当たり上限280千円 竹林:ha当たり上限700千円
苗木購入	地域の自治会等が実施する苗木等の購入に対する経費	ha当たり上限300千円
管理	地域の自治会等が実施する会議開催、刈払い、集積、積込み、運搬等に対する経費	ha当たり上限80千円
困難地整備支援	地域の自治会等では整備が困難である箇所を市町村が実施する、刈払い、伐倒(伐竹)、玉切り、集積、積込み、運搬等に要する経費	森林:ha当たり上限500千円 (ただし、全伐する場合、ha当たり上限1,500千円とする) 竹林:ha当たり上限2,700千円 (ただし、全伐する場合、ha当たり上限5,900千円とする)
刈払機、粉砕機の購入	市町村が本事業に取り組む地域の自治会等に貸与する刈払機、粉砕機の購入に要する経費	補助率3/4以内 (ただし、刈払い機は1台当たり上限50千円、粉砕機は1台当たり上限2,800千円とする)